

岩手県告示第621号

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和35年岩手県条例第18号）第3条第1項の知事が定める率を次のとおり定める。

平成28年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

年0.6パーセント